■研究ノート

親権概念の歴史

上 村 昌 代*

現行法の親権規定では、離婚の際に夫婦のいずれかが未成年の子の親権者となる。近年の離婚の増加にともない、ひとり親世帯が増えている。また、現在は妻の方が未成年の子の親権者となる割合が増加し、全体の約8割を占める。しかも、母子世帯の置かれている社会的・経済的状況は厳しく、子どもたちのこうむる被害も増大しつつある。

そこで、この研究ノートでは、子どもの福祉を重んじる立場から、この被害の現状とこれを克服するための方策を論じる前段階として、民法の親権規定の変遷の歴史を簡潔に整理したいと考える。日本近代の親族法は西洋の法制度の影響下に成立してきたので、第1章では、西洋における親権概念の歴史を概観し、第2章においては、日本の親権規定の変遷とその背景について考察する。最終章では、日本における親権規定の現状と改革に向けての動向を紹介して、今後の研究へつなげていくことにしたい。

キーワード:親権観念、家長権、母親

1. 西洋における親権法の歴史

1.1. はじめに

母が父と同じように子に対して親権者と呼ばれる地位を得るようになったのは、西洋の歴史においてもそう古いことではない。父権から母を含む親権へと初めて改められたのは1900年から施行されたドイツ民法においてで

^{*} 京都女子大学大学院 現代社会研究科 公共圏創成専攻

あった。しかも、母が父と同じ権利を行使できるようになったのは、20世紀に入ってしばらく経ってからのことである。

民法学者の中川淳は、「親権は、もともと家長権または家父権を受けついだ父権にはじまり、18・9世紀までは父権として存続していた。もっとも、家長権または家父権といっても、絶対的支配権であるローマ型と支配的であるとともに保護・庇護的であるゲルマン型とがあるが、近代法では、むしろゲルマン型の父権が受け入れられた。」と述べている。(中川(淳),2001:174) この章においては、西洋諸国において、親権の観念がどのような変遷をたどってきたのか、母親の権利はいつごろから親権法に取り入れられるようになったのかについて、簡単な整理を試みる。

1.2. ローマにおける家長権から親権への 移行

民法学者の中川善之助は、「ローマにおいては、(中略) 父の権威が最高度に発達した。家の主催者を家父即ち Paterfamilias と呼び、その権威を家父権 Patria potestas といった。」と述べ、この paterfamilias に関しては、フュステル・ドゥ・クーランジュ(歴史学者)の著書『古代都市』の中の pater の説明を引用している。それによれば、pater は、「宗教上においては、あらゆる神々に対して用いられ、法律上においては、何人の支配を受けないで、自ら一つの家族と所有地の上に権威を持する男子はすべてパーテルと呼ばれた。〈家族のパーテル〉即ち paterfamilias というのはこれ

である。」さらにそれは「決して父性という観念を含むものではなく、権力、権威、もしくは首長的尊厳というような考えの言葉である。」(中川(善),1952:2、なお、patria potestasの意味について、比較家族史学会編、1996、『事典 家族』:232は、「patria とはギリシャ語で父系血族・家系・種族などを意味する語であり、また、ラテン語でも故郷・国を意味する語である。ラテン語では、patria potestas は家長権・家父長権を意味している。」と説明している。)

さらに中川は、「ローマの家長権は宗族 agnatio の組織を基調とするものであり、父 権法としての親族法は、pateria potestas にお いて完成の域に達したといわれる。また、宗 族は血縁の原理によるものでなく、子どもに おいては生まれながらにして権威者に服する のでなく、必ずしも実父でない権威者との間 で設定される権力関係のもと、彼の意思によ りその子どもの身分を得るのである。当時の 家族や宗族なりの基礎原理をなす権力関係と いうものは、徐々に発生した財産というもの が男の手に納められ、蓄えられていったとい う事実の中に一切の原因が潜んでいる。やが て、この財産という富の力が権力を生み、最 初の服従者であったとされる妻や、妻の生ん だ子、全く他人の子を収養して、男の権力は 漸次強化されていった。」と述べている。(中 川(善),1952:3)

この家父はその絶対的権力に服する家子の 上に、生殺の権(ius vitae necisque)をもち、 子を売却すること(ius vendend)、遺棄する

こと (ius exponendi) もできたのであり、当 初、家父は先に挙げた家子に対する絶対的権 利をもっていた一方で、何人に対しても義務 を負わず、扶養義務を負うこともなかったと される。この強大な権力の主体 paterfamilias は、家父と訳されてはいるが、実際には単に 家長を意味し、父性を含む必要はなかった。 自由婚姻―この場合には妻が夫の権力に服さ ない―の流行に伴って、宗族原理が次第に血 族原理に圧倒され、すべての権利義務が、漸 次宗族を基礎とするものから血族を基礎とす るものへと移り変わってきた。人々は段々と 家父の中に父性を求めるようになり、家長権 paterfamilias から、漸く親権たる patria potestas が遊離独立し、後の親権法成立への端緒が開 かれるのである。(中川(善),1952:5-6)

1.3. ローマの家長権とゲルマンの家長権

西洋古代には、ローマと並んで、ゲルマンの家長権も存在していた。ゲルマン人においてもローマ人と同様、家長である男子の権力下に統率された権力関係であったことには変わりがなかったが、ローマの家長権とゲルマンの家長権との間には以下のような質的差異があった。(中川(善),1952:8-10)

第1に、ゲルマンの家長権は義務を包含する親権という性格を持っていたが、それに対し、ローマの家長権は義務を伴わない支配のみであった。

第2に、家が父を中心としていたという点 は共通しているが、ローマにおいては、父が 絶対的な権力者であり、母は完全な無能力者 であるとされたのに対し、ゲルマンにおける 母は子に対して父の生存中からある程度の家 長権 munt を与えられ、父の死後は完全な家 長権を持ったようである。

第3に、親権の及ぶ子の対象時期について、 保護的性格を含んだゲルマンの家長権は、例 えば独立の生計を立てたり、出嫁したりする と自然に子への保護は消滅する。一方のロー マは子が何歳になろうとも、父が生存する限 り続くものとされた。

以上が、ゲルマンとローマの家長権の大まかな相違点である。そして、このローマ法的なものとゲルマン法的なものという二つの法域が、1804年のフランスのナポレオン法典によって統一されたのである。(中川(善),1952:7)

「フランスの親権法は、南から上るローマ法と、北から下るゲルマン法の渦巻の中に発達した観があり、社会全体が子の問題に関し、家長的権威主義から、社会的保護主義に推移するのに併行して、民法もまた〈親のための親権法〉から〈子のための親権法〉へと漸次変遷して来たものといえる。」(中川(善),1952:8)さらに、このフランス民法典の変遷が、ベルギー、ルクセンブルグ、イタリア等のラテン系諸国にほとんどそのまま移殖されていった。他方、親権に関するゲルマン法的要素は、ドイツ、スイス、イギリス諸国の民法に受け入れられたのである。(中川(善),

1952:8)

1.4.20世紀の親権

20世紀に入ると、家族制度はどこの国においても大きく変化し、夫婦と未成熟子からなる小家族が原則的な形態となってきた。先述のとおり、1900年に施行されたドイツ民法で、はじめて父権から親権への改正が行われた。しかし、父の親権が第1次的ないし本来的であって、母の親権は第2次的・補充的にとどまり、かつ、種々の制約を伴っていた。現代法の理念とする子の福祉ないし利益を目的とする父母の共同親権が法典に立法化されてきたのは、まさに20世紀立法においてのことであった(スイス1907年法、ソビエト1926年法、フランス1942年法)。(於保・中川(淳)編,1994:1)

この動きにつれて、子も、家のものである よりも、社会のものであると観念されるよう になった。中川善之助によれば、「子は親の 私物ではなく、社会の公物だとされ、子の福 祉を保障することは社会全体の義務であり、 権利であると考えられた。ここに親権法再度 の転調が起る。子に対する親の権利義務は、 すべて子の福祉のためであり、親権法の基調 は、家のためでも、親のためでもなく、ひと えに〈子のため〉でなければならないことに なる。」さらに、「永い間の父権性が消えて、 親権は父母共通にもつべきものとなり、子が 成長すれば不要のものになる。これが現代世 界の親権法である。」(中川(善),1952:14) 従って、親権法の基調は、「家のため」から 「親のため」へ、そしてさらに「子のため」 へと変遷してきたのである。(中川(善).

1952:1)

2. 日本における親権法の歴史

2.1. 前近代(江戸時代)までの親権観念

日本固来の親権観念は、法典論争の延期派 の主張に見られるように、先のローマの patria potestas に近いものであったといえる。 (中川(善),1952:16) ここでは、江戸時代ま での親権の変遷を概観する。牧英正・藤原明 久編の『日本法制史』(1993年)によれば、 まず、奈良時代の大宝令、養老令の中に親族 や相続についての規定が設けられている。そ れによれば、「父母(祖父母を含む)は子に 対し広大な親権を有し、子孫は逆に殆ど無条 件に近い服従義務を負った。親権の核は子に 対して命令しうる教令権で、闘訟律では子孫 が父母等の教令に違反して、父母等の告言が あれば徒二年が科されるとするのに対し、父 母等が教令に違反する子孫を懲戒のため殴打 して殺害した場合でも徒一年半に留まり、単 に殴打または殴傷した場合、若しくは懲戒行 為の結果誤って殺害しても罪責は追及されな かった。」(牧・藤原編, 1993:70)

中世の鎌倉・室町時代にも、先の父母等の 有する教令権は存続し、教令に違反する子に 対する制裁としては、義絶(親の意にそわな い子との間の親子関係を断絶して追放する行 為で、不孝、勘当ともいう)と悔返(いった ん行った所領の譲与処分を取り消す)があっ た。親によるこれらの制裁権の発動は幕府の 制限を受けず、他面、親といえども子を売却 することは禁じられていたが、質入れは認め られていた。(牧・藤原編, 1993:137)

江戸時代には、「武士と庶民とではその家 族関係や親族関係のあり方に大きな相違が生 じてきた。」(牧・藤原編, 1993:209)「幕藩 権力は、庶民の親族関係については地域の慣 行にまかせており(中略)武士の親族関係に ついては、この時代全期にわたってかなり政 治的な規制を加えている。」(牧・藤原編、 1993:211) 「武士の家ではかなり強力な家長 権が認められるのに対し、庶民ではやや弱く、 隠居した親にも若干の権力が留保されている 場合があった。しかし、基本的には(中略) 行政上も地域慣習法上も家長たる当主の権限 と責任は大きかったといわなければならな い。| (牧・藤原編, 1993:214) さらに、「親 権は父が行使し、父なきときは母が行使した。 子を監禁したり、子に非分あるとき懲戒が行 きすぎて殺してしまった場合も無罪とされた。 不行跡の子を勘当して親子関係を断つことも できた。子は親を訴えることが許されず、た だ、親が公儀にかかわる犯罪を犯したときだ けはこれを受理した。」(牧・藤原編, 1993: 219) 以上のように、親の子に対する権限は 絶対的なものであったと言える。

2.2. 明治民法制定前の親権観念

2.2.1. 旧民法の公布前後

明治時代になり、「わが国は、国際的には不平等条約の撤廃、国内的には近代国家の確立をめざして、近代的な民法典の編纂を行わなければならないという課題を担っていた。」(中川(淳),2001:8) そこで、政府は、民法

典の編纂事業に着手し、1890年(明治23年) にわが国はじめての民法典(以下、「旧民法」 と呼ぶ。)を公布し、1893年1月1日からこ れを施行する予定になっていた。

ところが、旧民法の成案が元老院の議決を経た時より少し前となる1889年5月、東京帝国大学法学部関係者で組織される英法系の法学士会は「法典編纂に関する意見書」を発表し、法典編纂に対しては慎重を期すべきことを唱えた。こうした法学士会の動きをきっかけに、民法典実施可否をめぐって、延期論を唱える英法派と断行論を唱える仏法派の間で論争がくりひろげられることとなった。これが、「法典論争」である。

2.2.2. 法典論争における親権観念

法学士会の意見に勢いを得た民法実施延期 論者は、特に、民法人事編について、「日本 固有の淳風美俗たる家族制度を破壊するもの である。」と批判し、なかでも穂積八束は、 「民法出デテ忠孝亡ブ」(『法学新報』第5号、 明治24年)と題する論文のなかで、「我国ハ 祖先教ノ国ナリ。家制の郷ナリ。権力ト法ト ハ家ニ生レタリ。(中略)家長権ノ神聖ニシテ犯 スベカラザルハ祖先ノ霊ノ神聖ニシテ犯 スベカラザルヲ以テナリ」と述べて、わが国 固有の家長制的家族制度を肯定する主張を展 開した。この延期論者と断行論者の間の論争 は、外部に向けての運動、両院議員の勧誘、 これへの意見書の送付、言論界への働き掛け などを含めてますます激しくなっていった。

旧民法は、親権について、人事編第9章

「親權」第1節子ノ身上ニ對スル權第149条に、 「親權ハ父之ヲ行フ 父死亡シ又ハ親權ヲ行 フ能ハサルトキハ母之ヲ行フ 父又ハ母其家 ヲ去リタルトキハ親權ヲ行フコトヲ得ス (仁井田, 1943:279) と、規定した。この条 文に対して、延期派は、意見書「法典実施延 期意見書 | の項目「新法典ハ倫常ヲ壊乱ス | (1892年〈明治25年〉 5月) のなかで、「民法 ハ父権ヲ名ケテ親権ト謂フ、蓋シ民法起草者 ノ意ハ父ニシテ死亡シタルトキハ母ニ於テ此 権利ヲ行フコトアルベキヲ以テ父権ト称セズ 親権ト謂フベキモノトセルコトナラン。然レ ドモ家制ヲ重ンズルノ習俗ニ於テハ父権ノ外 母権ナルモノヲ認メ之ヲ総称シテ親権と称ス ルガ如キハ其当ヲ得タルモノニアラズ。或ハ 父死亡シ母之ヲ行フコトアルベシト雖モ母ノ 行フ所ノモノハ母権ニアラズシテ父権ナリ、 即チ母ハ父二代ハリテ父権ヲ行フモノニ外ナ ラズ」(星野,1969:175) と論じている。

この論争の当時は、大日本帝国憲法を中心に天皇制国家の基本原理が定まり、かつ日本資本主義の矛盾が顕在化しつつあるという状況にあり、延期派にとって有利であった。この論争に決着がついたのは1892年の第三回帝国議会においてである。旧民法の施行延期の法律案が圧倒的多数をもって支持され、廃案が決定したのである。(中川(淳),2000:10-12、牧・藤原編、1993:351-353)

2.3. 明治民法制定から現行法成立までの 親権観念

2.3.1. 明治民法制定時の親権観念

旧民法の廃棄が決定した後、政府は、梅謙次郎、穂積陳重、富井政章の3人を起草委員とする法典委員会を設置し、1896年に財産編(第1編から第3編)、1898年に親族編、相続編(第4編、第5編)が公布され、同年7月に全編が同時に施行された。これが、明治民法である。ここでは、1896年1月13日に開会の「第151回法典調査会」における、「親権」規定(第5章「親権」第1節総則修正案第890条、第892条)をめぐる出席委員らの論議を取り上げる。なかでも、梅謙次郎委員と穂積八束委員の主張は当時の親権観念に対する新旧の見解を代表するとされているので、主にこの2人のやりとりを中心に見ていくことにする。

まず、修正案第890条「未成年ノ子ハ其家 ニ在ル父ノ親権ニ服ス」は旧民法人事編第149 条「親権ハ父之ヲ行フ」に修正を加えたもの であった。この「未成年」を付加することに 対し、本議論では、「未成年に限るのは不当 であるとの駁論はもう出なくて、ただ成年者 でも獨立の生計を立てない子は解放さすべき でないという修正意見が多数を制した位のこ とであった。」(中川(善),1952:17) 従って、 明治民法では、第877条「子ハ其ノ家ニ在ル 父ノ親権ニ服ス但獨立ノ生計ヲ立ツル成年者 ハ此限ニ在ラス」と規定された。その際に梅 委員は、次のように説明している。「親權ト 云ウノハ讀ンデ字ノ如ク決シテ親子ノ關係ト 云フコトデナイ若シ親子ノ關係ナラバ頭が白 クナッテモ子が孝行ヲシナケレバナラヌ親ハ 子ニ對シテ慈愛ヲ盡サナケレバナラヌト云フ コトハ生キテ居ル間ハ變ラヌサウ云フコトヲ 決メルノデナイ親權ト云フ者ハドウ云フモノ カト言へバサウデナイ詰マリ子ノ監護及ビ教 育デアリマス三十四十二ナル者ヲ監護スルト 云フコトハアリマセヌ教育モ亦同様デアル …。」(法典調査会編, 19 - : 160)

次に、修正案第892条「親權ヲ行フ父又ハ母ハ其ノ監護及ビ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ」について、議事録で見ると主に「義務ヲ負フ」という字句を削除することの是非をめぐって議論が活発に行われた。なお、この議論の前置きとして、この条文では親権の対象を「未成年の子」にすることとし、後ほど文章を改める旨、述べられている。

まて、本題である「義務ヲ負フ」ことの是非について、「当時の親権観念をうかがうに足る論議がある。」と評されている箇所がある。(中川(善),1952:17) 穂積委員はこの「義務ヲ負フ」を削除せよとの主張をしており、その理由を「監護ヲスル權教育ヲ爲ス權ソレニ對スル義務ト言ヒマシテモ義務ハ固ヨリ義務デアリマセウガ本案の趣意ハ公ニ對スル義務デアルトカ云フコトハ規定スルニ及バヌ」(法典調査会編,19-:173) とし、教育令で規定すればよいことで民法に規定する必要はないと主張している。(中川(善),1952:17)

穂積委員の主張に対して、梅委員は、「親 ト云フモノハ必ズ教育スル義務ガアルソレハ 國家ニ對シテデナク子ニ對シテデアラウト思フ」(法典調査会編,19-:174・176)と何度も主張している。上述のように、親権思想の両極が表れた論議であったが、梅委員の発言内容は現代に通じる考え方であり、注目に値する。そして、論議を重ねた結果、「義務ヲ負フ」という部分は削除されることなく、修正案どおりに、明治民法第879条に規定されたのである。

2.3.2. 現行法成立までの動向

第1次世界大戦後の1919年(大正8年)、 家族道徳の重要性を強調し、家の制度の美風 を破る弊害を是正しようとする保守派の影響 を受けた政府は、臨時法制審議会を設置した。 そして、1925年、親族編改正要綱が決議され た。(中川(淳),2000:14)

しかし、親権に関しては、母が親権行使に関し親族会の同意を要する事項を整理減縮することとしていた。保守的性格を有するとされた臨時法制審議会がこのような改正への試みをしたことから、親権における母の地位を認めざるをえなくなった客観情勢の変化がうかがわれる。(於保・中川(淳)編,2004:17)しかし、世界情勢のめまぐるしい転換のなかで、わが国においては、軍国主義、国家主義、国粋主義の嵐が吹き荒れ、家の制度の重視はますます強調され、敗戦をむかえることになった。(中川(淳),2000:14-15) 結局、戦前・戦中には改正の具体化には至らなかったのである。

2.4. 現行法の親権観念

2.4.1. 現行法制定

1947年(昭和22年)4月の「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」 (法律第74号)は、「この法律は、日本国憲法の施行に伴い、民法について、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する応急的措置を講ずることを目的とする。」(第1条)、「妻又は母であることに基いて法律上の能力その他を制限する規定は、これを適用しない。」(第2条)、「戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない。」(第3条)と規定し、「個人の尊厳と男女の本質的平等に反する「戸主」・「家族」・「家」という観念を排除した。」(牧・藤原編,1993:454-455)

そして、同年12月、「民法の一部を改正する法律(法律第222号)が公布され、翌年1月1日より現行法が施行された。「民法の冒頭に、民法全編を支配する理念として、公共の福祉と信義誠実の原則および権利濫用の法理を明規し、さらに個人の尊厳と男女平等の原則を宣言した。」(牧・藤原編,1993:454-455)

2.4.2.現行法における親権規定の改正点 現行法は、明治民法の戸主権を廃したから、 親子関係は完全に独自性を取得した。また子 は、親権に服すると同時にその属する家の戸 主の統率に服するという二重の支配関係を脱 した。(我妻,1986:318-319)また、上述の とおり、現行法は個人の尊厳、男女平等の原 則を宣言した。親権に関しては、親権者をだ れにするかが問題となり、我妻栄は、「母が 親権者である場合の制限とか、父母がそろっ ている場合に、父だけが親権者としてはいか ぬという問題が中心だった」と述べている。 (我妻ほか, 1959:78)

現行法では、明治民法が母の親権に加えた制限を一掃し、共同行使の不適当な場合に父母のいずれを親権者とすべきかの決定は、明治民法のように「家」を標準とせずに、専ら子の福祉を基準として定むべきものとされたのである。(我妻, 1986:318-319)

また、当時の東京高等裁判所判事小澤文雄が、「個人の尊厳ということから具体的に現れたのが、成年者に対する親権はいらないということであった。」と述べているように、親権は未成年の子に限られることになった。(我妻ほか,1959:78)

以上の改正点は、明治民法と現行法の該当 する条文の比較によって確認できる。

明治民法

第877条1項 「子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ 服ス但シ獨立ノ生計ヲ立ツル 成年者ハ此限ニ在ラス」

第877条2項 「父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキニ又ハ親権ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ」第886条 「親権ヲ行フ母カ未成年ノ子

第886条 「親権ヲ行フ母カ未成年ノ子 二代ハリテ左ニ掲ケタル行為 ヲ爲シ又ハ子ノ之ヲ爲スコト ニ同意スルニハ親族會ノ同意 ヲ得ルコトヲ要ス(以下省略)

現行法

第818条 1 項 「成年に達しない子は父母の 親権に服する |

第818条 3 項 「親権は、父母の婚姻中は、 父母が共同してこれを行う。 但し、父母の一方が親権を行 うことができないときは、他 の一方が、これを行う。」

2.4.3. 現行法制定後の親権に関する改正の動向

1954年(昭和29年)に、政府から民法の再 検討をするように諮問を受けた法制審議会は、 民法部会を作って、これに審議をゆだねた。 民法部会は二つの小委員会を設け、親族法と 相続法に関しては身分法小委員会によって検 討がなされることになった。1959年6月29 日・30日に開かれた第2回民法部会において、 身分法小委員会での審議内容をまとめた「法 制審議会民法部会小委員会における仮決定・ 留保事項(その二)」の報告が行われた。(我 妻,1959:11)この「仮決定・留保事項」は、 その後家族法の解釈や方法についての論議に しばしば引用されている。(有地,2007:11)

本節では、この報告について解説した我妻 栄の論説、及び我妻を含む学識者及び法曹関 係者6人による座談会の記事内容にしたがっ て、今回の親権の改正案をめぐる問題のうち、 親権観念についての改正案について触れるこ とにする。

まず、親権の改正案第39に、親権という概

念ないし制度の存廃について、以下、5つの 案が挙げられている。この5つの案は、親権 を存続させる案3つと親権という概念ないし 制度を廃止する案2つに大別されており、小 委員会の大勢として、なるべく親権という名 称をやめる方法はないかと検討していたこと、 諸案のなかで丙案と丁案の考え方が議論の中 心であり、そのうち、丙案が有力であったこ とが述べられている。その後、委員会の終わ りのほうになって、戌案が登場してこれも有 力案になったと述べられている。(我妻, 1959:14-16、我妻ほか,1959:78-84)

- 第39 親権という概念ないし制度の存廃に ついて、左の諸案あり、なお検討す る。
- (一) 親権を存続させる案
 - 甲案 現行法どおりとする案
 - 乙案 現行第七百六十六条の監護権を 強化する案
 - 丙案 親権は身上監護権を本質的内容 とするものとし、必要ある場合 には財産管理権を親権者以外の 者に行わせることができるもの とする案
- (二) 親権という概念ないし制度を廃止す る案
 - 丁案 親権という統一的観念を廃止し、 身上監護権と、財産管理権とに 分ける案
 - 戌案 親権という制度を廃止し、後見 制度に統一する案

(我妻ほか,1959:78より抜粋)

丙案は、親権という言葉を残し、後見と統一もしないが、親権は身上監護権を本質的内容とするもので、財産管理権は付随的なもの、従って財産管理権だけは、親権者以外の者にも行わせることができることにしようという案である。(我妻ほか、1959:83)

丁案は、後見と統一はしないが、親権という観念を用いず、法文の表題も「親子の権利 義務」として、その権能を身上監護と財産管 理とに大別し、場合によっては父母に分属す ることも認めようとする案である。(我妻, 1959:14)

戌案は、中川善之助によるもので、この主張を「親権後見統一私案」として発表している。(中川(善),1959:7-10)中川は、これを主張する理由を次のように述べている。

親権というものが、家のためなり、親のためなりの権力ではなくて、子供のための後見を本質とするものであるということになれば、人々の考え方、つまり親子関係の理解の仕方がよほど変わってくる。そこでいっそ親権というような権力的な用語はやめて、親もやはり後見人とし、子供があればだれがこれを後見するかという問題として考え、第一には父母が後見人となり、父母たる後見人がいなければ家庭裁判所の選任する父母以外の者がなる、というふうに考えるのが一番いいのじゃないかと思うのです。現行法の親権というものと、未成年

後見というものを統一して理解するということが、親子法を真に子のための親子法にするゆえんだというふうに僕は考えて、親権という制度および用語をやめて、後見制度一本にまとめて考える考え方を法文の上に表したほうがいいんじゃないかというふうに考えたわけです。(我妻ほか,1959:78-79の中川(善)発言)

民法学者の有地亨は、現行親権制度の再検 討の必要性について次のように述べている。

1970年代になり、子どもに対する考え方が、 保護の客体から、子どもも成人と同様の自分 の事柄はみずからの考えで決定する権利をも つ、権利行使の主体であるとみられるように なった。そして、〈子どもの権利に関する条 約〉やイギリスの貴族院の〈ギリック判決〉 (1985年)に例示されるように、子どもの発 達に応じて親の外的統制力は弱化し、子ども の分別、判断能力が成熟するに従い、子ども の意見表明の自由を保持し、それを尊重する ことが必要となっている。子は成年(20歳) に達するまで親族に全面的に服するという現 行親権制度は再検討すべしとの意見も提起さ れている。(有地、2007:189)

3. 今後における親権に関する課題

3.1. 西洋における親権改正の動向

20世紀後半から21世紀にかけての西洋では、 親権規定に関して何度も改正が行われている。 例えば、フランスでは1970年法により、親権 概念が「父の権力」から「親の権威」へと用 語が変更され、ドイツでは1979年の配慮権法 により、「親権」に代わり「親の配慮」とい う用語が導入された。また、イギリスでは、 子に関する親の法的地位が後見であったのを、 1989年法により、「親責任」という概念を導 入した。さらに、1989年11月10日、国連総会 で採択された〈子どもの権利に関する条約〉 で表明された子どもを権利主体として承認す る思想に沿って、フランスやドイツでは親権 内容に関する改正を行っている。〈フランス は1987年法、1993年法、2002年法。ドイツは 1997年法、2004年法で改正が行われている。〉 (フランスについては、田中通裕, 2006:468-472/ドイツについては、岩志和一郎、2006: 498-499/イギリスについては、許末恵. 2006:531-534

一方、日本では、前述のように、親権規定 の改正案を含む「法制審議会民法部会小委員 会における仮決定・留保事項(その二)」が 公表されたが、それから約半世紀経った現在 においても、未だ親権に関する改正には至っ ていない。

3.2. 今後の親権に関する課題

日本の親権規定は、1947年の改正以降、変 更されていない。しかし、親権をめぐる状況 は戦後大きく変化してきた。

厚生労働省の『人口動態統計』によると、 日本における離婚件数は、1970年代以降10万 件を超えてから、年々増加し、2002年(平成 14年)には、過去最高の28万9,836件に達して いる。この離婚件数の増加に伴い、未成年の 子を持つ夫婦の離婚も当然ながら増加した。 離婚に際し、父母のいずれを親権者にしたの かについての年次推移を見ると、戦後公表さ れた統計では、当初は夫を親権者として離婚 する場合が過半数を占めてきたが、1966年 (昭和41年)に妻を親権者として離婚する場 合が過半数を占めて逆転して以降、現在に至 るまで年々その件数は増加し、最近では約8 割に達している。そして、この離婚母子世帯 の経済状態は、著しく低く、その原因の1つ に離婚後の非親権者の父から子どもへの養育 費の支払が滞りがちであるという事実がある。

2003年から開催されている私的な研究会「民法改正委員会家族法作業部会」の報告のなかで、水野紀子は、親権法改正の基本指針の1つとして、離婚後の両親の共同親権の原則化を提案している。しかし、この提案には、日本の離婚する夫婦の現状を前提とすると、離婚後の共同親権は機能するのかとの意見も出されている。(水野,2006:160-163)今後は、親権に関わる法改正への動きに注目しながら、離婚後の家庭や子どもへの養育費問題の現状を検討していきたいと考えている。

[参考文献]

有地亨,2007,『新版家族法概論補訂版』法律文化社.

岩志和一郎,2006,「ドイツの親権法」,『民商法雑誌』第136巻第4・5号497-530.

岩村等,三成賢次,三成美佳,1996,『法制史入 門』ナカニシヤ出版.

於保不二雄,中川淳編,2004,『新版注釈民法 (25) 親族(5)』(改訂版)有斐閣.

- 許末恵,2006,「英国における親責任をめぐる法規制について」,『民商法雑誌』第136巻第4・5号531-560.
- 田中通裕,2006,「フランスの親権法」,『民商法雑誌』第136巻第4・5号465-496.
- 中川淳,2000,『現代家族の法学』日本加除出版 中川淳,2001,『新家族法入門〈第2版〉』法律文 化社.
- 中川善之助,1952,『註釋親族法(下)』有斐閣. 仁井田益太郎,1943,『舊民法』日本評論社
- 牧英正·藤原明久編,1993,『日本法制史』青林 書院.
- 水野紀子,2006,「家族法の改正に向けて」,内田 貴ほか,『ジュリスト』第1325号148-181.
- 星野通,1969,『民法典論争資料集』日本評論社 吉田邦彦,2007,『家族法〈親族法・相続法〉講 義録』信山社.
- 我妻栄,1959,「親族法の改正について―(法制 審議会民法部会小委員会における仮決定・留保 事項(その二))の解説」,『法律時報』31巻10 号11-17.
- 我妻栄ほか,1959,「親族法の改正について(座 談会)」,『法律時報』31巻11号78-84.
- 我妻栄, 1986,『親族法』有斐閣.

[参考資料]

- 法典調査会編,19-,『民法議事速記録:明治二 十七年四月六日起 第49条』(司法省法律調査 會蔵書を日本学術振興会が昭和10年~11年に写 了したものの電子複写版) 私製
- 内閣統計局編(現在は,厚生労働省大臣官房統計 情報部編),厚生労働省『人口動態統計』
- 比較家族史学会編,1996,『事典 家族』弘文堂